

第 9 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 3 月 1 1 日

第9回農業委員会（総会）

令和6年3月11日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第5号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第6号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 4 報告第7号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 1件
- 第 5 報告第8号
農地利用変更届出について（報告）… 1件
- 第 6 議 第11号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 7 議 第12号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 8 議 第13号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 9 議 第14号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	3 番	杉江 善博	4 番	角井 廣司
5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一
12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子

・会議に欠席した委員

2 番	我孫子 利和	9 番	田中 治嗣
-----	--------	-----	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
農林水産課					
課長	田中 昌高		山元 一子		

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第9回草津市農業委員会総会を開催します。

 感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

 そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

 本日、2番 我孫子利和委員、9番 田中治嗣委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し総会が成立しておりますことを御報告します。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

 私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願いいいたします。

会長 みなさまこんにちは。本日も大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。3月、年度末ということで忙しく落ち着かない毎日でございます。気候の方は段々と暖かくなってまいりまして、ずいぶん過ごしやすくなってきたとと思っているところでございます。

 本日の総会も円滑に進みますよう、みなさまよろしくお願いいいたします。

会長 ただいまから、第9回草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

 議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、お願いします。会議途中、端末操作が不安な時は、お声がけください。

会長 それでは、これより日程に入ります。

 日程第1会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、草津三丁目に住所を有する届出人が露天駐車場として、届出人が所有する草津町地先の田1筆291㎡を転用されようとするものです。

届出地は、次に説明する、報告第6号番号1番で説明する案件と一体的に利用されます。

届出地は、周囲を宅地や道路に囲まれた狭小の農地であり、近隣に集合住宅もあり、駐車場としての需要が見込まれると判断され、今回届出されたものです。

届出地は、乗り入れ口を設ける南側の道路高に合わせるように、約40cmの盛土を行われます。

雨水排水は、北側に新設するU字溝に向けて敷地勾配を付け、そこから東側の雨水枡を通じて、東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・里道・道路・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月22日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第5号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告

事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番は、草津三丁目に住所を有する借受人が、露天駐車場とするため、貸渡人が所有する草津町地先の田1筆311㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は、親子です。

本届出は、先に説明した、報告第5号番号1番の案件と一体的に利用される案件であり、造成・排水計画は先ほどの説明と同様になります。

また、隣地同意についても同様に必要な個所はございません。

番号2番は、北大萱町に事業所を有する、不動産業者である譲受人が、分譲宅地とするために、譲渡人が所有する下笠町地先の地目田、現況畑1筆1,327㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、畑地であり、地ならし程度の造成を行われます。

高低差は生じないため土留め工はなされません。

雨水排水は、宅地毎に雨水枡を新設し、雨水枡から道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、大津市に事業所を有する食肉加工販売業者である譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する、下笠町地先の田1筆1,291㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、東側の道路高に合わせるよう、最大50cm程度の盛土を行われます。

今回の造成工事で高低差が生じる箇所がないため、土留め工はなされません。

雨水排水は、基本浸透式とされ余剰水は、敷地勾配をつけ、東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・雑種地・地目田、現況道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6

の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は、1月22日付、番号2番は、2月15日付、番号3番は、2月22日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第6号を終わります。

会長

次に、日程第4報告第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、1件です。議案書の4ページをご覧ください。

番号1番は、岡本町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する岡本町地先の田1筆390㎡に対して、農地の賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

理由といたしましては、賃借人の希望によるものです。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第7号を終わります。

次に、日程第5報告第8号「農地変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第8号農地変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。

今月の届出は、1件です。議案書は 5 ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する下笠町地先の田1筆600㎡について農地利用変更届を提出されました。

本届出は、保育園児の学習畑として利用するためになされました。

隣接地は、田・道路・水路であり、農地所有者からの隣地承諾は得られております。

畑では、学習用のさつまいも、とうもろこしなどを栽培されます。

以上1件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は、2月15日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第8号を終わります。

次に、日程第6議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第11号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、2件です。議案書は、6 ページです。

番号1番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の田1筆2,368㎡木川町の田3筆6,130㎡計8,498㎡を売買にて取得されようとするものです。

本申請は、1月に農業委員会総会でお諮りし、許可をいただいた案件ですが、当初契約内容が贈与にて許可を取得されましたが、申請人の都合で売買に変更したいということで再度申請をされました。

その他、前回説明と同様ですが説明いたします。

譲渡人は、高齢であることから、近年は同居の息子さんが耕作を行ってお

られましたが、持病の悪化に伴い、継続して営農を行うことが困難になったため、同じ町内の専業農家である、譲受人へ売買にて権利移転をするべく、本申請がなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の田1筆896㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、かねてより譲受人が土地を借りて耕作をしており、今般申請人間で売買の話がまとまったため、本申請が行われました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意を得ており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請2件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号

5番委員と、議席番号6番の私が補足説明をいたします。まずは、5番委員からお願いします。

5番 1月に申請をされて許可済みの案件でございます。現地も確認済でございますので、何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

6番 申請場所が5番委員の担当地域と私の担当地域とにまたがっておりましたので、私からも説明させていただきます。12月2日に現地確認をいたしました。事務局と5番委員さんから説明がありましたとおりでございまして、問題等は特にございません。ご審議よろしく願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号8番委員お願いします。

8番 事務局から説明がありましたとおりであります。この案件に問題はございません。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第11号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第12号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、公衆用道路の転回広場として、申請人が所有する上笠町地先の田1筆69㎡を転用されようとするものです。

申請地は、草津市第二学校給食センターの裏手に位置しております。

今般、隣接道路を市道とすることが地元要望で上がっており、行き止まり道路となることから、申請地転回広場として整備し、市に寄付されるものです。

申請地は、東側道路高と合わせるよう造成を行い、ボックスカルバートを施工し、既設道路と申請地をつなぎます。

敷地一円には可変側溝を敷設されます。

雨水排水は、申請地一円に設置する側溝へ放流されます。

隣接地は、水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、自己用住宅として、申請人が所有する、下笠町地先の地目田、現況宅地1筆260㎡を転用されようとするものです。

申請人は、申請地一帯の農地転用許可を昭和40年から2度にわたり取得され、母屋、離れ、農業用倉庫、作業所の建築を行われてきましたが、今般、建て替えに伴い所有地の整理を進めるにあたり、土地調査を行ったところ、一部農地転用許可を得ていないことが発覚したため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・用悪水路・地目田、現況里道であり、隣地承諾が必要な

農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番

1番の案件について説明させていただきます。事務局から説明がありましたとおりでございます。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番

事務局からの報告のとおりであります。顛末案件でございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第13号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件でございます。議案書は、8ページから9ページです。

番号1番は、大津市で不動産業を営む事業者である譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人9人が各々所有する下笠町地先の田12筆計2,686㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、湖南地域一帯で住宅地の造成、住宅建築を行っている事業者で草津市内でも多くの工事を行っておられ、申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、北側と東側に乗り入れ口を設置されます。

東側道路と北側道路は、高低差があり、道路高に合わせるよう造成されることから、北側の区画と南側の区画には高低差が生じるような造成計画になっております。

北側は50cm程度の盛土を行い、南側は1m程度の盛土を行われます。敷地一円に土留め工として擁壁を設置され、北側と南側の境にも擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配を付け、南側の区画は西側に新設するU字溝から敷地中ほどから東側へ流れ、北東の雨水柵を通じ道路側溝へ放流されます。

北側の区画は東側と西側に新設するU字溝から北東側の雨水柵と北側の雨水柵から道路側溝へ放流されます。

配置計画については、北側区画に建設資材、碎石等、南側区画に重機、車両、擁壁などの二次製品を配置されます。

隣接地は、田・畑・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られて

おります。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、草津市内で不動産業を営む事業者である譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人2名が共有する志那中町地先の田1筆895㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、湖南地域一帯で住宅地の造成、住宅建築を行っている事業者で草津市内でも多くの工事を行っておられます。

今般、同町地先で住宅の建設工事を行うにあたり、申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、宅地と水路に囲まれた土地であります。北側の宅地についても、譲受人が購入しており、北側の建築物を破却し、北側の道路から進入する計画になっております。

敷地全体的に50cm程度の盛土を行われ、高低差が生じる南側と東側には擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、敷地北側に新設する雨水枡へ集水し、北側道路側溝へ放流されます。

配置計画は、碎石、トラック、CBブロック等を配置される予定です。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしましたましたが、不備等はないものと考えます

ので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 事務局から説明がありましたとおりでございます。現地確認をいたしました、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 2番の案件につきましては、本日、議席番号9番委員が、欠席であるため、同委員から聞き取った内容を事務局から説明してもらいます。

事務局 本来ですと議席番号9番委員から補足説明をしていただくところでございますが、本日欠席のため事務局より説明させていただきます。

本案件につきましては、9番推進委員さんと現地確認を行った結果、問題ないという報告を受けております。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第14号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、本日、出席の議席番号12番委員は、当事者にあたりますことから、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。

会長 では、議席番号12番委員は、退席を願います。

（委員 退席）

会長 それでは、議第14号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議第14号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で144筆、計193,187㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、133筆で面積は187,095㎡、畑が、11筆で面積は6,092㎡です。続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は944筆、面積は1,480,697.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が907筆で、1,456,720.34㎡、畑が37筆で、23,977㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が7筆、3年以上6年未満が43筆（うち3年が22筆）、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が94筆、計144筆です。農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年4月30日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。ただい

まの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第14号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第14号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので議席番号12番委員の入場を認めます。

(委員 再入室)

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時25分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年3月11日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 杉江 善博 _____

署名委員 奥村 次一 _____